

市街化調整区域での建築にご注意を！

市街化調整区域内では原則、建築することができません！

- ◆横浜市は市内全域が都市計画法に基づく「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」のどちらかに指定されています。そのうち、市街化調整区域内では、原則として**建築することができません**。

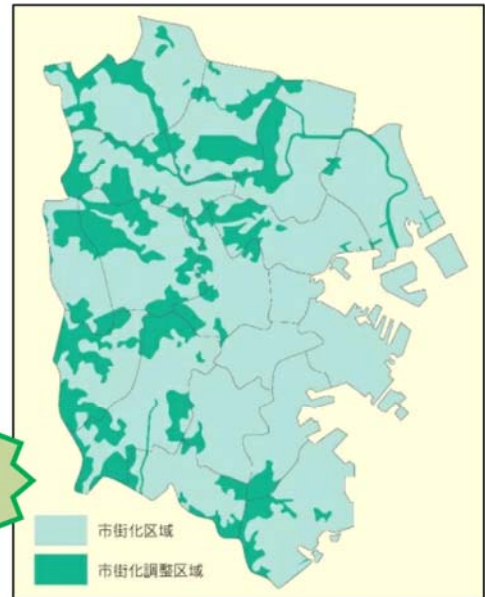
横浜市内の市街化調整区域は
横浜市行政地図情報提供システム（iマッピー）
で確認できます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/tokei/>

iマッピー

検索

市内の約
1/4
が市街化調整区域！



- ◆このような市街化調整区域の土地を購入する際、「簡易なものであれば建築しても大丈夫」と思い込み、物置やコンテナ等を設置して違反建築物となってしまうケースが多く見受けられます。契約者間でのトラブルにも繋がりますので、市街化調整区域内の土地の売買の際は簡易なものであっても建築することができないことにお気をつけください。

建築物とは

「屋根」と「壁もしくは柱」があるもの。基礎の有無や材質によらず、以下のような簡易なものも建築物です。

<建築物の例>



プレハブ・ユニットハウス



コンテナ（倉庫・店舗の用途）



単管パイプ組による屋根掛け



スチール物置

現況有姿分譲地にご注意を！

- ◆市街化調整区域内の土地を道路等の簡易な整備を行った後、「**現況有姿分譲**」と呼ばれるかたちで、分譲し販売されている土地があります。このような土地も原則として**建築することができません**ので購入される際は十分ご注意ください。

◆お問い合わせ先

違反建築物に関すること

建築局建築監察部違反对策課 045-671-3856